

川越市文化創造インキュベーション施設交流スペース出店者募集要項

1 目的

川越市文化創造インキュベーション施設は、様々な分野のクリエイターの創業や新たなビジネスを創出する活動を支援する施設で、令和6年春の開設に向けて、現在、準備を進めているところである。

本施設の入口に位置する交流スペースは、まさに開かれた施設の顔として、創業支援施設利用者や市民等が気軽に立ち寄り、かかわるきっかけを生み出すとともに、本施設の魅力を伝える場所となることを目的に、カフェとして活用することとしている。

このことから、交流スペースの出店者の選定は、使用料の価格のみではなく、本施設のコンセプトに相応しい魅力的かつ柔軟な提案を求めるとともに、運営体制や収支計画、安全管理等を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

2 参加資格

(1) 資格要件

次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① カフェの設置・運営に携わった実績がある法人又は個人であること。
- ② 仕様書に示した事業内容や関係法令等を遵守できる者であること。
- ③ 使用料のほか、当該事業の実施に必要な経費を確実に支払う資力及び信用力を有する者であること。

(2) 参加制限

次に掲げる者は参加資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- ③ 納税義務者にあつては、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納となっている者

（川越市内に本店又は支店がある場合は、納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税が未納になっている者）

- ④ 企画提案募集開始の日から企画提案の特定の日までの期限内、川越市の指名競争入札において指名停止措置を受けている者
- ⑤ 川越市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

3 担当部署及び問い合わせ先

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

川越市都市計画部都市景観課 歴史都市整備担当

電話 049-224-5961（直通）

メールアドレス toshikeikan★city.kawagoe.lg.jp

（送信の際は、★を@に置き換えること。）

4 現地見学会

本プロポーザルに参加意向のある事業者を対象に、現地見学会を開催する。現地見学会に参加する場合は、事前に参加申込を行うこと。

(1) 開催日時

令和5年9月27日（水）

時間については、担当部署が調整を行ったうえで、令和5年9月22日（金）までに参加申込事業者に電子メールで通知する。

(2) 集合場所

現地

- (3) 受付期間
令和5年9月8日（金）から同年9月20日（水）午後4時まで
- (4) 申込方法
- ・「現地見学会参加申込書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、担当部署へ電子メールにより提出すること。
 - ・電子メールの件名は、「プロポーザル現地見学会参加申込（事業者名）」とすること。
- (5) その他
- ・参加人数は1者につき3名までとする。
 - ・現地見学会では、原則として質疑応答の時間は設けないため、質問は「5質問及び回答」により行うこと。

5 質問及び回答

本プロポーザルの募集要項に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うこと。口頭によるものは一切対応しない。

- (1) 受付期間
令和5年9月8日（金）から同年10月3日（火）午後4時まで
- (2) 提出方法
- ・「質問票（様式2）」に内容を簡潔にまとめたうえで、担当部署に電子メールにより提出すること。
 - ・電子メールの件名は「プロポーザル質問票（事業者名）」とすること。
 - ・メール送信後、担当部署に送信確認の電話（土日祝日を除く）を行うこと。
- (3) 回答
質問に対する回答は、受付期間後に取りまとめ、質問者の名称等を伏せたうえで、令和5年10月6日（金）に市のホームページに掲載する。

【URL】

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/smph/jigyoshamuke/nyusatsunohiroba/hatchujoho/proposalanken/r05/index.html>

6 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類
参加申込みに当たっては、以下の書類を提出すること。

No	提出書類	内容
①	参加申込書	様式3
②	誓約書	様式4
③	会社概要	様式5及び会社案内パンフレット

		等会社の概要がわかるもの (HP 等)
④	類似事業実績書	様式 6 及び店舗の様子や取り組みがわかる写真
⑤	企画提案書	様式 7-1 ~ 11 「別紙 1 企画提案書提出書類一覧」に記載したものを提出すること。
⑥	施設使用料提案書	様式 8
⑦	決算状況がわかるもの (令和 2 年～令和 4 年分)	【法人等】貸借対照表と損益計算書 ※「会社概要 (様式 5)」に記入の年間売上高と対応するもの 【個人】所得税確定申告書の写し等
⑧	商業登記簿謄本	【個人】住民票又は外国人登録済み証明書
⑨	定款、寄付行為等	
⑩	納税証明書 (最近 3 ヶ年分)	国税及び地方税の納税証明書
⑪	営業に関する資格・免許等の写し	取得予定のものがある場合は、選定後、営業開始するまでに提出すること。

(2) 提出期間

令和 5 年 10 月 10 日 (火) から同年 10 月 20 日 (金) 午後 4 時まで

(3) 提出書類

上記の書類について、①～⑪をまとめたものを正本として 1 部、①～⑥をまとめたものを副本として 15 部提出すること。

(4) 書類作成上の注意

- ・提出書類は、日本工業規格による A 4 の規格で、片面印刷で提出すること。
- ・証明書等で A 4 より小さいものは、A 4 の用紙に貼付すること。
- ・添付資料として A 3 の提出を認めているものについては、A 4 になるように折り込むこと。
- ・わかりやすく簡潔に記載すること。

(5) 提出方法

次の方法で提出すること。

- ① 書類は持参または郵送すること。
 - ・持参の場合は、土日祝日は受け付けない。
 - ・郵送の場合は、提出期限までに到着するよう送付すること。

② 上記①のほか、電子メールに添付して「5(1)提出書類」で示した③～⑥のデータを提出すること。

- ・電子メールの件名は、「プロポーザル企画提案書（事業者名）」とすること。
- ・添付ファイルを含めて一回のメール容量が5メガバイトを超える場合は、別途送付方法を指定するので、担当部署へ事前に連絡すること。

(6) 提出先

「3 担当部署及び問い合わせ先」に提出すること。

7 応募の取り下げ

参加申込書の提出後、応募を辞退することとなった場合には、「応募辞退届（様式9）」を記入のうえ、担当部署まで持参すること。

8 事業者の選考

(1) 選考方法

参加事業者の提案について、「別紙2 評価基準表」に基づき、書類審査及びヒアリング審査を行う。審査による評価の合計点が最も高い者から順に、出店候補者及び次点者を選定する。

(2) 一次審査（書類審査）

提出された書類により参加資格等の審査を行う。

参加事業者が6者以上の場合は、提案内容について審査を行い、上位5者をヒアリング審査の対象とする。一次審査の結果については、令和5年10月31日（火）までに電子メール及び書面にて通知する。

(3) 二次審査（ヒアリング審査）

ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行うものとし、プレゼンテーション（15分以内）を行った後、質疑応答（15分程度）を予定している。なお、プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

① ヒアリング審査日

令和5年11月9日（木）に開催する。

時間等の詳細案内は、令和5年10月31日（火）までに一次審査通過者に電子メール及び書面にて通知する。

② ヒアリング審査における留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出された書類に基づき行うものとし、当日は電子データや提出書類以外の新たな資料を用いたプレゼンテーションは行うことができない。
- ・ヒアリング審査での選考は非公開とする。

(4) 選考結果

選考結果は、令和5年11月14日（火）までに参加事業者に電子メールおよび書面にて通知する。

(5) その他

- ・ 選考に当たり、最低基準を設ける。また、参加事業者が1者の場合も含めて、全ての参加事業者の提案が仕様書の内容に合致しなかった場合は、再度公募を行うものとする。
- ・ 審査内容及び各参加事業者の提案内容等については、非公表とし、選考結果に対する異議申立ては受理しない。

9 選定後の手続き

出店候補者として選定された事業者は、選考結果通知後、店舗等の出店の詳細について、市と協議を行う。

行政財産目的外使用許可申請手続きについては、別途指定する期日までに申請書を市に提出すること。

10 失格事項

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本募集要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 仕様書に定めた事項を満たさない提案を行った場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 選定の取り消し

出店候補者が次のいずれかに該当することとなった場合、市は選定の取り消しを行うことができるものとする。なお、選定の取り消しにより損害が生じたとしても、市はその責めを一切負わない。また、選定の取り消し又は出店候補者の辞退等があった場合には、次点者を出店候補者として選定し、使用に当たっての詳細協議を行う。

- (1) 出店候補者が本募集要項の条項に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかったとき。

- (3) 出店候補者が破産の宣告又は銀行の取引停止を受けたとき。
- (4) 選定から使用許可手続きまでの間に、出店候補者について資金事情の変化等により企画提案した出店事業の運営の履行が確実にないと市が判断したとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店候補者が業務を行うことが不適当であると認められる事情が発生したとき。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加事業者の負担とする。
- (2) 1者につき1提案に限る。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (4) 提出された書類は一切返却しない。
- (5) 書類の提出後は、内容の変更、再提出及び差し替えは一切認めない。ただし、市から修正等の指示があった場合を除く。
- (6) 提出書類を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (7) 各提出書類に記載された個人情報、本要項による審査のみに使用し、無断でそれ以外に使用することはない。
- (8) 各提出書類は、本プロポーザルを実施するための手続及びこれに係る事務処理等において必要がある場合は、各種提出書類の全部または一部を複製できるものとする。
- (9) 各提出書類は本プロポーザルを実施する以外に無断で使用しない。
- (10) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断する。

13 選考スケジュール

内容	期間
現地見学会の受付	令和5年9月8日（金） ～同年9月20日（水）午後4時まで
現地見学会	令和5年9月27日（水）
質問の受付	令和5年9月8日（金） ～同年10月3日（火）午後4時まで
質問の回答	令和5年10月6日（金）
参加申込書等提出	令和5年10月10日（火） ～同年10月20日（金）午後4時まで

一次審査結果通知	令和5年10月31日（火）までに通知
二次審査（ヒアリング審査）	令和5年11月9日（木）
選考結果通知	令和5年11月14日（火）までに通知
行政財産目的外使用許可	令和5年11月下旬（予定）

【参考】

電子メールで提出するものは、次のとおり。

書類名	様式	メール件名
現地見学会参加申込書	様式1	プロポーザル現地見学会参加申込（事業者名）
質問票	様式2	プロポーザル質問票（事業者名）
企画提案書等	様式5 ～様式8	プロポーザル企画提案書（事業者名）

※企画提案書等は書類での提出も必要（郵送または持参）。

企画提案書提出書類一覧

企画提案書として、次の書類を提出すること。

No.	記載内容	様式番号	備考
1	店舗コンセプト	様式 7-1 又は 任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 用紙 1 枚以内に納めること。 【添付書類】 ・ 厨房の設置箇所や席数等がわかるレイアウト図 ・ 店舗の内装イメージがわかるもの (店舗イメージ写真やパース等) ・ レイアウト図や店舗の内装イメージについては、A 3 を可とするが、この場合 A 4 になるように折り込むこと。
2	施設内の事業との連携・協力	様式 7-2 又は 任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 用紙 1 枚以内に納めること。
3	経営実績	様式 7-3 又は 任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 用紙 1 枚以内に納めること。
4	運営計画	様式 7-4	
5	提供メニュー	様式 7-5	<ul style="list-style-type: none"> 【添付書類】 ・ メニューのイメージについて、A 4 用紙 1 枚にまとめたもの、もしくはパンフレット 1 枚程度
6	利用者対応・サービス	様式 7-6	
7	安全・衛生	様式 7-7	
8	収支計画	様式 7-8	<ul style="list-style-type: none"> 【添付書類】 ・ 減価償却期間を踏まえた長期的な収支計画
9	整備スケジュール	様式 7-9	
10	初期投資計画	様式 7-10	
11	その他独自提案やアピール	様式 7-11 又は 任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 4 用紙 1 枚以内に納めること。

評価基準表

評価項目	評価内容	配点
店舗コンセプト	川越市文化創造インキュベーション施設のコンセプトと合致したものとなっているか。	15点
施設内の事業との連携・協力	川越市文化創造インキュベーション施設内の事業に協力・連携する内容であるか。また、自主的な取り組みが考えられているか。	15点
経営実績	事業者に類似した実績があるか。	10点
運営体制	事業者の運営体制は適切なものとなっているか。	10点
利用者へのサービス	提供メニューやサービスなどが、創業支援施設利用者や来館者が利用しやすいものとなっているか。	15点
安全・衛生	運営上の安全管理・衛生面について事故防止や事故への対応体制がとられているか。	10点
収支・資金	収入および支出が適切に設定されているか。また、初期段階の資金計画・整備計画も適切なものとなっているか。	10点
独創性	川越市文化創造インキュベーション施設に相応しい独創的な内容となっているか。	10点
施設利用料		5点
合計		100点